

報告第14号

大阪市国民健康保険条例の一部を改正する条例急施専決処分報告について

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金を支給するため、大阪市国民健康保険条例の一部を改正する必要があることから、急施を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年4月23日市長において次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和2年5月14日

大阪市長 松井一郎

大阪市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大阪市国民健康保険条例（昭和36年大阪市条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第11項を附則第15項とし、附則第10項中「附則第6項、第7項」を「附則第10項、第11項」に改め、同項を附則第14項とし、附則第4項から附則第9項までを4項ずつ繰り下げ、附則第3項の次に次の4項を加える。

- 4 第4条各号に掲げるもののほか、給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるとき

に限る。)は、保険給付として、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、当該被保険者が労務に服することができなくなつた日から起算して3日を経過した日(以下この項から附則第6項までにおいて「支給基準日」という。)から労務に服することができない期間、傷病手当金を支給する。ただし、支給基準日が市規則で定める日後であるときは、この限りでない。

- 5 傷病手当金の額は、労務に就くことを予定していた日1日につき、支給基準日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する額(その額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する額(その額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。)を超えるときは、その額とする。
- 6 傷病手当金の支給期間は、支給基準日から起算して1年6月を超えないものとする。
- 7 附則第4項の規定にかかわらず、被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において、当該被保険者が給与等の全部又は一部の支払を受けることができるときは、これを受けることができる期間は、傷病手当金は支給しない。ただし、その支払を受けることができる給与等の額が、附則第5項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を傷病手当金として支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の大阪市国民健康保険条例

附則第4項から附則第7項までの規定は、令和2年1月1日から適用する。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市国民健康保険条例 (抄)

附 則

1 - 3 省 略

- 4 第4条各号に掲げるもののほか、給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。)に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。)は、保険給付として、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、当該被保険者が労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日(以下この項から附則第6項までにおいて「支給基準日」という。)から労務に服することができない期間、傷病手当金を支給する。ただし、支給基準日が市規則で定める日後であるときは、この限りでない。
- 5 傷病手当金の額は、労務に就くことを予定していた日1日につき、支給基準日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する額(その額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する額(その額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があ

るときはこれを1円に切り上げるものとする。) を超えるときは、その額とする。

6 傷病手当金の支給期間は、支給基準日から起算して1年6月を超えないものとする。

7 附則第4項の規定にかかわらず、被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において、当該被保険者が給与等の全部又は一部の支払を受けることができるときは、これを受けることができる期間は、傷病手当金は支給しない。ただし、その支払を受けることができる給与等の額が、附則第5項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を傷病手当金として支給する。

4-9 省 略
8 13

10 附則第6項、第7項及び前項の保険料率を決定する場合において小数点以下第4位
14 第10項 第11項

未満の端数又は1円未満の端数金額があるときは、これを切り上げる。

11 省 略
15

(参考)

地方自治法（抄）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

省 略

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

省 略